

四半期報告書

(第94期第1四半期)

長瀬産業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	20
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【四半期連結財務諸表】	22
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第94期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 洋

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【電話番号】 (06) 6535-2081

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川 方 理

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小舟町5番1号

【電話番号】 (03) 3665-3103

【事務連絡者氏名】 経理部統括 古川 方 理

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)
長瀬産業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第94期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第93期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	187,709	764,755
経常利益 (百万円)	5,396	24,823
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,121	10,005
純資産額 (百万円)	208,158	208,377
総資産額 (百万円)	407,315	419,869
1株当たり純資産額 (円)	1,560.01	1,559.97
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	24.28	77.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	24.27	77.79
自己資本比率 (%)	49.2	47.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,369	△2,586
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,659	△7,009
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,818	10,738
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	20,129	23,486
従業員数 (人)	4,396	4,335

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	4,396
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	951
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。なお、取締役兼務を除く執行役員は、従業員数に含めて記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

「3 財政状態及び経営成績の分析 (1)業績の状況」および「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項(セグメント情報)」を参照願います。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同四半期数値は、独立監査法人による四半期レビューを受けておりません。

(1) 業績の状況

当第1 四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業の設備投資や個人消費が減速し、足踏み状態にあります。また世界経済全体におきましても、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカの景気後退懸念がアジアなどに波及するおそれがあり、景気下振れのリスクが高まっております。

このような状況のもと、当第1 四半期連結会計期間の業績は、国内販売は1,084億3千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ64億7千万円(+6.4%)の増収、海外販売が792億7千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ17億2千万円(+2.2%)の増収となり、売上高は1,877億円と前年同四半期連結会計期間に比べ82億円(+4.6%)の増収となりました。

利益面につきましては、売上高の増加により売上総利益は195億2千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4億8千万円(+2.5%)の増益となりました。しかしながら、退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加したことにより、営業利益は46億7千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4億2千万円(△8.4%)の減益、経常利益は53億9千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4億3千万円(△7.4%)の減益となりました。一方、前年同四半期連結会計期間は商品自主回収関連費用143億円を特別損失に計上したこと等により四半期純損失となりましたが、当第1 四半期連結会計期間におきましては格段の影響は無く、四半期純利益は31億2千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ86億4千万円の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 化成品

化成品につきましては、原料値上げの影響もあり塗料原料やウレタン原料、樹脂原料・添加剤などを扱う機能化学品事業の売上が増加しました。また、染料・顔料などをはじめとする「色」に関連した商品を取扱う色材事業、界面活性剤および工業用油剤、シリコーンやフッ素関連などの有機合成原料を幅広く取り扱うスペシャリティケミカル事業の販売も拡大したため、全体としては好調に推移しました。

この結果、売上高は699億6千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ、68億2千万円(+10.8%)の増収となりました。営業利益は19億7千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ1億4千万円(+8.0%)の増益となりました。

② 合成樹脂

合成樹脂につきましては、タイをはじめとするアセアン地域や上海などを含む中国・華東地区を中心にアジア圏での販売が堅調に推移しました。一方、国内において精密機器・電子機器用途の売上が減少し、建材および包装資材用途も微減となりましたが、自動車関連用途の販売が大きく伸長し、全体として売上は増加しました。

この結果、売上高は655億6千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ、48億2千万円（+7.9%）の増収となりました。営業利益は10億4千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ5億5千万円（△34.7%）の減益となりました。

③ 電子

電子につきましては、精密研磨剤などの情報・機能資材事業が引き続き拡大しました。また、変性エポキシ樹脂関連や薬液の販売は増加したものの、液晶・半導体の前工程で使用される薬液供給・管理装置の売上が減少し、電子化学品事業は微増にとどまりました。一方、液晶や電子機器関連の部材加工を中心とするディスプレイ事業が前年同四半期連結会計期間を大きく下回ったため、全体として売上は減少しました。

この結果、売上高は379億9千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ、29億6千万円（△7.2%）の減収となりました。営業利益は13億9千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ8千万円（+6.6%）の増益となりました。

④ ライフサイエンス

ライフサイエンスにつきましては、ファインケミカル事業における医薬中間体の売上は増加しましたが農薬原料などの売上が減少しました。化粧品・健康食品の販売を行うビューティケア事業の売上は微増となり、全体としても微増となりました。

この結果、売上高は137億4千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ、2億4千万円（+1.8%）の増収となりました。営業利益は1億2千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ8千万円（△38.7%）の減益となりました。

⑤ その他

その他につきましては、前期にポータブルDVDプレーヤー等の自主回収を開始し、関連商品の販売を停止したため、売上が大幅に減少しました。

この結果、売上高は4億3千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ、7億1千万円（△62.1%）の減収となりました。営業利益は4千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4千万円（△50.1%）の減益となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

化成品事業における原料値上げの影響や、合成樹脂事業における自動車関連用途の伸長などにより、売上高は1,243億円と前年同四半期連結会計期間に比べ59億円（+5.0%）の増収となりました。営業利益は、退職給付会計における数理計算上の差異の償却などにより一般管理費が増加したため、23億6千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ5億4千万円（△18.8%）の減益となりました。

② 北東アジア

化成品事業および合成樹脂事業の販売が好調であったため、売上高は353億9千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ39億3千万円（+12.5%）の増収となりました。営業利益は13億6千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ3億円（+29.2%）の増益となりました。

③ 東南アジア

円高による為替の影響などにより、売上高は200億1千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ4億8千万円(△2.4%)の減収となりました。営業利益は6億7千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ1億4千万円(△17.4%)の減益となりました。

④ 北米

化成品事業および合成樹脂事業の販売が低調であったため、売上高は46億6千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ12億3千万円(△21.0%)の減収となりました。営業利益は7千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ8千万円(△55.3%)の減益となりました。

⑤ 欧州

ライフサイエンス事業が伸長したため、売上高は33億2千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ8千万円(+2.6%)の増収となりました。営業利益は1億4千万円と前年同四半期連結会計期間に比べ1千万円(+14.0%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、売上債権の減少や現預金の減少等により、4,073億1千万円となり、前連結会計年度末に比べ125億5千万円減少しました。

負債は、長期借入金の増加がありましたが、短期借入金の減少や仕入債務の減少等により、1,991億5千万円となり、前連結会計年度末に比べ123億3千万円減少しました。

純資産は、配当金の支払いがあったものの四半期純利益により利益剰余金が増加し、その他有価証券評価差額金も増加しましたが、為替換算調整勘定の変動等により2,081億5千万円となり、前連結会計年度末に比べ2億1千万円減少しました。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の47.8%から1.4ポイント上昇し、49.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動による収入がありました。が、有形固定資産の取得による支出、配当金の支払い及び短期借入金の減少による支出などがあったこと、さらに現金及び現金同等物に係る換算差額を調整した結果、201億2千万円と前連結会計年度末と比べ33億5千万円(△14.3%)の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による現金及び現金同等物の増加額は93億6千万円となりました。これは税金等調整前四半期純利益の計上が53億7千万円あったこと、運転資金が減少したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による現金及び現金同等物の減少額は26億5千万円となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出が23億円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による現金及び現金同等物の減少額は68億1千万円となりました。これは長期借入による収入が50億円あったものの、短期借入金の減少が94億7千万円、配当金の支払いが21億8千万円あったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、以下のように財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めています。

① 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正当に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乘じ、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

a. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、平成18年4月より、3カ年の中期経営計画「W I T 2008」を実施しております。この「W I T 2008」の策定に際しては、当社グループが将来目指す姿として、1)持続的な成長を可能にする強固な事業基盤を維持、拡大し続けている、2)戦略的に集積した技術を生かした独自の事業形態を持っていると市場から認識されている、3)ナガセの機能が付加価値を生んでいる「ナガセ主導型事業」の占める割合が高まっている、4)CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を行っている、等のあるべき姿を想定いたしました。

そして、この「W I T 2008」の3カ年を「持続的成長への体質強化」を行う期間として明確に位置付け「攻め」と「守り」の双方のバランスをとりながら、ともに強化していくことを決めました。

「攻め」の戦略といたしましては、「事業ポートフォリオ戦略の深化」を掲げております。具体的には、今日までに築いてきた国内外における事業基盤の拡大、新たな機能と事業基盤の構築につながるための重点分野への積極投資、グループ製造会社製品や高付加価値ビジネスの比率を上げると同時に効率性の追求、不採算事業の見直しを継続的に行うことによる高収益への体質改善を行ってまいります。

「守り」の戦略といたしましては、内部管理体制の強化に注力し、連結経営体制を含むコーポレート・ガバナンス体制の整備、健全な財務体質の維持及びリスク・マネジメントの徹底を掲げております。当社のコーポレート・ガバナンス体制においては、以前より経営理念として「誠実に正道を歩む」を掲げており、経営における「迅速な意思決定と実行」及び「透明性の確保」を重要視しております。そうした観点から、平成13年に執行役員制度を導入し、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置づけるとともに、平成16年より社外取締役を招聘しております。

利益配分に関する方針といたしましては、企業体質の一層の充実強化と収益力の向上を図り、株主の皆様へ安定的な配当を継続して行うことを基本とした上で、将来の成長に向けた中長期的な資金需要見通しや連結業績動向を総合的に勘案し、配当を行っていく方針です。また、内部留保した資金の使途につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効活用していく考えであります。

以上のとおり、経営の効率性とともにもその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上を更に図ってまいります。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は上場会社として当社株式の自由な売買を原則として認めるべきであると考えており、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付行為（いわゆる「敵対的買収」）であっても、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付行為に応じるか否かも、個々の株主によって判断されるべき事項であると認識しておりますし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身が定めるべきであるとは考えておりません。

もっとも、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付者の示した条件が当社の本源的価値を適正に反映しないもの、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係の中長期的な確保が失われる可能性のあるもののほか、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そのような中で、外部者である買収者から、大規模買付けの提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、様々な要素を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

かかる事情を背景に、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が現れた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを個々の株主が判断するための情報と時間及び当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示等するための情報と時間を確保し、また、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能として、大規模買付行為のうち当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものを可及的に排除するため、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。従って、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を平成19年5月28日開催の取締役会及び平成19年6月27日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、取締役会の判断で新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあります。

③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の中期経営計画「W I T 2008」は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであります。また、本プランは、取締役会によって恣意的に判断されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重することを定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものであると考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は7億6千万円であります。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	346,980,000
計	346,980,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,408,285	138,408,285	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	138,408,285	138,408,285	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	51（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	51,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり657（注）2
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成20年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 657 1株当たり資本組入額 329
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および論旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	238（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	238,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,023（注）2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,023 1株当たり資本組入額 512
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	713（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	713,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,169（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,169 1株当たり資本組入額 585
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定方式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	781（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	781,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,510円（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,510 1株当たり資本組入額 755
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.2を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	419（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	419,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,647円（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,647 1株当たり資本組入額 824
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任または退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が1株当たりの払込金額に1.15を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。</p> <p>その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>① 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>② 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③ 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という）。は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ～ 平成20年6月30日	—	138,408,285	—	9,699	—	9,634

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書の写しの送付がなく、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,807,000 (相互保有株式) 普通株式 129,000	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,817,000	127,817	同上
単元未満株式	普通株式 655,285	—	同上
発行済株式総数	138,408,285	—	—
総株主の議決権	—	127,817	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が51,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が51個含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式に含まれている自己保有株式及び相互保有株式は次のとおりであります。

自己保有株式 29 株

相互保有株式

キョーラク株 591 株

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 長瀬産業㈱	大阪市西区新町 1丁目1番17号	9,807,000	—	9,807,000	7.09
(相互保有株式) キョーラク㈱	大阪市中央区瓦町 2丁目3番10号	129,000	—	129,000	0.09
計	—	9,936,000	—	9,936,000	7.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,158	1,269	1,251
最低(円)	1,005	1,047	1,065

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,129	23,490
受取手形及び売掛金	222,043	231,823
商品	33,232	34,911
製品	2,970	2,928
半製品	751	864
原材料	2,957	3,138
仕掛品	1,075	1,103
その他	12,113	13,319
貸倒引当金	△2,042	△1,964
流動資産合計	293,230	309,615
固定資産		
有形固定資産	※1 36,256	※1 35,837
無形固定資産	※4 3,292	※4 3,375
投資その他の資産		
投資有価証券	66,617	62,546
その他	8,258	8,824
貸倒引当金	△340	△329
投資その他の資産合計	74,536	71,041
固定資産合計	114,085	110,254
資産合計	407,315	419,869
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	129,434	134,864
短期借入金	15,130	24,348
未払法人税等	3,455	4,342
引当金	2,358	3,728
その他	15,728	16,653
流動負債合計	166,107	183,937
固定負債		
長期借入金	13,921	8,993
繰延税金負債	11,276	10,759
退職給付引当金	6,791	6,691
その他	1,060	1,110
固定負債合計	33,049	27,554
負債合計	199,157	211,492

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,699	9,699
資本剰余金	10,020	10,017
利益剰余金	166,598	165,664
自己株式	△5,333	△5,342
株主資本合計	180,985	180,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,462	18,613
繰延ヘッジ損益	14	△20
為替換算調整勘定	△1,872	1,922
評価・換算差額等合計	19,604	20,515
新株予約権	183	183
少数株主持分	7,384	7,639
純資産合計	208,158	208,377
負債純資産合計	407,315	419,869

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	187,709
売上原価	168,184
売上総利益	19,525
販売費及び一般管理費	※ 14,852
営業利益	4,673
営業外収益	
受取利息	78
受取配当金	577
持分法による投資利益	143
その他	237
営業外収益合計	1,037
営業外費用	
支払利息	225
その他	88
営業外費用合計	314
経常利益	5,396
特別利益	
固定資産売却益	0
その他	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産廃棄損	22
その他	0
特別損失合計	22
税金等調整前四半期純利益	5,374
法人税、住民税及び事業税	2,762
法人税等調整額	△684
法人税等合計	2,077
少数株主利益	175
四半期純利益	3,121

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,374
減価償却費	1,230
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	100
前払年金費用の増減額 (△は増加)	469
受取利息及び受取配当金	△655
支払利息	225
為替差損益 (△は益)	99
売上債権の増減額 (△は増加)	9,770
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,906
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,133
その他	△1,036
小計	12,351
利息及び配当金の受取額	779
利息の支払額	△200
法人税等の支払額	△3,560
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,369
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,309
有形固定資産の売却による収入	27
投資有価証券の取得による支出	△158
短期貸付金の増減額 (△は増加)	21
無形固定資産の取得による支出	△264
その他	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,659
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△9,477
長期借入れによる収入	5,000
配当金の支払額	△2,186
少数株主への配当金の支払額	△165
その他	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,818
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,249
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,357
現金及び現金同等物の期首残高	23,486
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 20,129

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理の原則及び手続の変更
(1)重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。これにより、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ428百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。
(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更による損益への影響はありません。
(3)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前のリース取引で、これらの会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 この変更による損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費を期間按分して算出する方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算 一部の連結子会社におきましては、当第1 四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【会社等の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると思われる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機に機械装置を中心に経済的耐用年数等を勘案の上、実態に則した耐用年数への見直しを図り、当第1 四半期連結会計期間より、機械装置について改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。この変更による損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,746百万円</p> <p>2 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は216百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務保証額は115百万円です。</p> <p>3 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 437百万円 裏書譲渡高 260</p> <p>※4 無形固定資産には「のれん」(当第1四半期連結会計期間237百万円)が含まれて表示されております。 のれん及び負ののれんは、相殺表示しており、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 285百万円 負ののれん 47 差引 237</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 49,602百万円</p> <p>2 保証債務 取引先等の銀行借入等に対する債務保証額は130百万円です。 また、従業員の住宅資金の借入保証に対する債務保証額は126百万円です。</p> <p>3 手形割引高及び裏書譲渡高 輸出手形割引高 266百万円 裏書譲渡高 207</p> <p>※4 無形固定資産には「のれん」(当連結会計年度251百万円)が含まれて表示されております。 のれん及び負ののれんは、相殺表示しており、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 310百万円 負ののれん 59 差引 251</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>発送及び配達費 2,289百万円 従業員給料 4,089百万円 従業員賞与引当金繰入額 976百万円 退職給付費用 819百万円 貸倒引当金繰入額 127百万円 役員賞与引当金繰入額 45百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金 20,129百万円 預入期間が3か月超の定期預金 — 現金及び現金同等物 20,129百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	138,408,285

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,825,850

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	123
提出会社	平成19年新株予約権	59
合計		183

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,186	17	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	化成品 (百万円)	合成樹脂 (百万円)	電子 (百万円)	ライフ サイエンス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,966	65,561	37,999	13,744	438	187,709	—	187,709
(2) セグメント間の内部 売上高	8	57	43	5	1,212	1,328	(1,328)	—
計	69,974	65,618	38,042	13,750	1,651	189,038	(1,328)	187,709
営業利益	1,976	1,048	1,397	127	42	4,592	80	4,673

(注) 1. 事業の区分は社内管理上使用している区分によっております。

2. 各区分の主な商品

(1) 化成品

染料、染料用助剤、情報記録紙関連商品、製紙用化学品、石油化学製品、合成化学原料、顔料、塗料、インキ用原料、化粧品・トイレタリー用原料

(2) 合成樹脂

熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、合成ゴム、無機材料、副資材、合成樹脂製品、合成樹脂関連機器・装置・金型

(3) 電子

LCD・半導体前工程用材料及び装置、LSIアセンブリ材料及び装置、電子精密研磨剤、通信デバイス、低温・真空機器、外観検査機、高機能エポキシ樹脂

(4) ライフサイエンス

医薬・農薬原料、研究用試薬、検査薬、酵素剤、バイオ関連商品、放射線測定サービス、化粧品、健康食品、美容食品

(5) その他

物流サービス、情報処理サービス、職能サービス

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間における営業利益は「化成品」が102百万円、「合成樹脂」が39百万円、「電子」が79百万円、「ライフサイエンス」が206百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北東 アジア (百万円)	東南 アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	124,308	35,398	20,013	4,664	3,324	187,709	—	187,709
(2) セグメント間の内部 売上高	18,466	3,122	542	538	850	23,520	(23,520)	—
計	142,775	38,520	20,556	5,203	4,175	211,230	(23,520)	187,709
営業利益	2,365	1,362	676	70	141	4,616	56	4,673

- (注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
2. 各区分に属する主な国又は地域
- (1) 北東アジア …………… 台湾、中国
- (2) 東南アジア …………… シンガポール、タイ
- (3) 北米 …………… 米国、カナダ
- (4) 欧州 …………… ドイツ
3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 会計処理の原則及び手続の変更
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法の変更 たな卸資産」に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価については、従来、主として低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間における営業利益は「日本」が428百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北東アジア	東南アジア	北米	欧州・他	計
I 海外売上高(百万円)	45,146	24,030	5,596	4,500	79,275
II 連結売上高(百万円)					187,709
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.0	12.8	3.0	2.4	42.2

- (注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
2. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
3. 各区分に属する主な国又は地域
- (1) 北東アジア …………… 台湾、中国
- (2) 東南アジア …………… シンガポール、タイ
- (3) 北米 …………… 米国、カナダ
- (4) 欧州・他 …………… ドイツ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,560.01円	1,559.97円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	24.28円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	24.27円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	3,121
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,121
期中平均株式数(株)	128,569,083
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(株)	29,149
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

長瀬産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている長瀬産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、長瀬産業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【会社名】 長瀬産業株式会社

【英訳名】 NAGASE & CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 瀬 洋

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役 鶴 岡 誠

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目1番17号

【縦覧に供する場所】 長瀬産業株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋小舟町5番1号)
長瀬産業株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内3丁目14番18号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 長瀬 洋及び当社最高財務責任者である代表取締役 鶴岡 誠は、当社の第94期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。